

報告第7号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

平成28年熊本地震で被災した生徒であって、大阪市立学校に入学しようとする者に係る入学料を免除できることとするため、大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年4月25日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成28年5月13日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正する条例

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（入学料の免除）

第12条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、入学料を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（抄）

(幼稚園使用料の減免)

第11条 省 略

(入学料の免除)

第12条 教育委員会は、災害その他特別の事由があると認めるときは、入学料を免除することができる。

第12条 - 第13条 省 略

第13条 第14条

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略